

■第5次障がい者計画の基本理念、基本原則、各生活場面の目指すべき姿（事務局案）

資料1-2

		理念・目指すべき姿		視点・考え方
基本理念	第4次後期	人が人間(ひと)として支え合い、ともに生きる自立支援社会づくり		◎第4次後期計画の基本理念に「地域を育む」視点を盛り込む ・すべての → 誰一人取り残さないSDGsの理念であり、孤立を防ぎ、サービス等の支援を行き届かせる。 ・包容され → 多様な主体が互いに理解し合い、影響し合い、補い合うことで、包容力のある地域が生み出され(地域が育まれ)、障がいの有無に関わらず、全ての人間(ひと)が支え合って生きるインクルーシブ(≒包容された)な社会が実現する(障がい者の社会参加、ハード・ソフト両面のバリアフリー化)。  ※障害者権利条約の主な内容として「障がいに基づくあらゆる差別の禁止」、「障がい者が社会に参加し、包容されることを促進」がある。
	↓	第5次	すべての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり	
基本原則	第4次後期	(1)権利の主体としての障がい者の尊厳の保持 (2)社会的障壁の除去・改善 (3)障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求 (4)真の共生社会・インクルーシブな社会の実現 (5)多様な主体による協働		◎第4次後期計画の基本原則に「地域を育む」視点を盛り込む ・(1)から(4)については、基本理念に通ずる普遍的なものとして表現を変えつつ継承。ゴールが共生社会であることを意識し記載の順番を変更。  ・共生社会の実現に向け、障がい福祉分野における課題解決についても、地域全体での意識醸成や、連携・協働が不可欠であり、そのような地域を育てていく意識を地域全体で共有することの必要性を新たに盛り込む。  ・加えて、地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために様々な役割を果たしていけるよう、市町村と大阪府がより連携して、大阪全体の底上げにつながる環境整備に取り組むことを原則化。
	↓	第5次	(1)障がい者差別・虐待の禁止と尊厳の保持 (2)合理的配慮の追求によるバリアフリーの充実 (3)多様な主体の協働による地域育成 (4)あらゆる分野における大阪府全体の底上げ (5)真の共生社会・インクルーシブな社会の実現	
生活場面	I 地域やまちで暮らす	第4次後期	障がい者が <u>地域</u> で快適に暮らし活動している	◎地域移行を施設から地域へ生活の場を移すことだけではなく、希望する場で暮らしの支援をしていくものとして捉えた表現に変更。  【部会意見】 ・長期入所や短期入所の断続利用などの状況を解消するとともに、障がい者本人が望む暮らしの確保に向けた支援が必要。 ・地域移行の推進と入所施設の地域での役割や機能確保が必要。
		↓	第5次	
	II 学ぶ	第4次後期	障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる	◎障がいにより学習の機会や選択肢が限定されることなく、幼児期から社会に出るまで、一貫して、また生涯を通じて、排除されることなく(≒インクルーシブ)学びの機会を得ることができる。  【部会意見】 ・インクルーシブ教育を「排除しない教育」と捉え、障がい者だけではなく外国人など地域の多様な主体が抱える課題として考えて行くべき。 ・障がい者が多様な選択肢から学ぶ機会を可能とすることがインクルーシブ教育につながる。学習環境の整備が不十分な状態でインクルーシブ教育を議論してはいけない。 ・学校卒業後の学びの確保、充実が必要。 ・個々人の障がい特性やニーズに応じ多様な進路選択を可能とし、学齢期から職場定着までを見据えた支援が必要。
		↓	第5次	
	III 働く	第4次後期	障がい者が <u>働くことを当然と考え</u> 、能力や適性を活かして <u>仕事に就き、働き続けている</u>	◎社会全体の就労環境が変化していく中で、企業等の障がい理解がさらに広がり、障がい者への合理的配慮が実践され、障がい者が様々な場で働く機会を得ることができ、生きがいを感じながら働き続けている社会を目指す。  【部会意見】 ・働くことは義務ではなく権利。障がい者が働くことを通じて自己の成長や人生の豊かさを感じることができるよう就労の場を確保していかなければならない。 ・少しでも多くの会社に障がい者のことを知ってもらい、障がい者雇用、合理的配慮についての意識を変えていく必要がある。
		↓	第5次	
IV 心や体、命を大切に にする	第4次後期	障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる		◎引き続き、障がい者が必要な医療と相談をいつでも受けることができる社会の実現に向けた取組みを進めていく。  【部会意見】 ・医療機関や医療従事者のさらなる障がい理解の促進は、合理的配慮の観点、コミュニケーションや情報保障の観点からも必要。 ・検診における早期発見と、その後の相談や支援が結びつくことが必要。
	↓	第5次	障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる	
V 楽しむ	第4次後期	障がい者が <u>より質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している</u>		◎障がい者の生活のQOL向上に向け、余暇活動の選択肢を増やす経験ができる環境整備が必要という認識に基づく表現の変更。  【部会意見】 ・障がい者がどのような余暇活動をするのかを選択できるように、様々なことを経験できる環境が保障された地域設計が必要。 ・多様性を認めていくうえで、余った暇や仕事の合間という意味合いの強い「余暇」という言葉を「生きがいの時間」などとしてはどうか。
	↓	第5次	障がい者が <u>多様な”生きがいの時間”を楽しみ豊かに生活している</u>	
VI 人間(ひと)としての 尊厳を持って生きる	第4次後期	社会のだれもが障がい者への合理的配慮を実践し、障がい者が <u>社会の構成員として尊厳を持って生きていることを実感している</u>		◎障害者権利条約の趣旨である「障がいに基づくあらゆる差別の禁止」、「障がい者が社会に参加し包容されることを促進」を踏まえて改正する基本理念にあわせた表現の変更。  【部会意見】 ・障害者権利条約の理念が反映された計画であることを明記する必要がある。 ・障がい者への合理的配慮の促進に向けた取組みが必要。 ・バリアフリー化や情報保障など障がい特性を勘案した配慮が必要。
	↓	第5次	障がい者が <u>尊厳をもって社会に参加し、だれもが障がい者への合理的配慮を実践している。</u>	
地域を育む施策		多様な主体が協力し、障がい者の暮らしを支えている		◎地域共生社会を実現するためには、障がい者の尊厳が尊重され、誇りをもって社会を構成する一員としてあたりまえに生きていける地域を育てていくことが重要。  ◎そのためには、大阪府はもとより、市町村や障がい福祉サービスを提供する事業所などの関係者はもとより、障がい当事者を含めたあらゆる府民・様々な主体が自らの役割を自覚し、協力・協働して、社会全体で課題解決に向けた取組みを進めていく。  【部会意見】 ・福祉と医療だけではなく、教育、就労など様々な分野で連携して障がい者を支えることが必要。また、社会における様々な課題を抱える主体が共通する課題を認識しあうことも視野にいれていくべき。 ・子どもから大人まで切れ目の無い支援を確保すべき。 ・行政機関が連携し必要な福祉サービスを適切に受けることができる環境整備が必要。